

枚方第二ミニバスケットボールクラブ規約

■ 第1章 総称

第1条(名称)

名称は枚方第二ミニバスケットボールクラブ(男子)と枚二VICTORIA(女子)とし、男女で活動する場合は枚方第二ミニバスケットボールクラブとする。略称は枚二MBCとする。

(以下本会と略す)

第2条(目的)

本会はミニバスケットボールの技術向上及びミニバスケットボールの普及・振興の一端を担うと共に、ミニバスケットボールを通じて少年少女の健全な心身の育成を図ることを目的とする。

■ 第2章 目的

第4条(事業)

本会は第2条の目的を達成するため、次の事業活動を行なう。

(1)ミニバスケットボールの個人的・集団的技能練習。

(2)会員及び保護者の親睦を図る事業。

(3)対外試合への参加。

(4)その他、目的達成のために必要と判断された事業活動。

※本会は学校施設利用団体に所属し、枚方小学校、枚方第二小学校、山之上小学校を年間利用させて頂いているため、各校の行事に協力できるものは可能な限り、協力するものとします。

■ 第3章 組織

第5条(会員)

本会の会員は、本会の趣旨に賛同し入会した会員及び保護者、指導者によって構成される。

■ 第4章 登録

第6条(入会)

本会の入会にあたっては入部する保護者の承認を必要とし、又、活動細則の規定を満たすことが条件であり、入会が受理されたもののみとする。

第7条(保険)

会員はスポーツ保険への加入を義務付けるものとし、費用は部費とは別に納入する。

(平成27年度実績 1人 800円/年 男女合同)

第8条(退会)

退会は本会代表者もしくは保護者に受理された場合や本会の目的に反する行動を取ったものは、本会会員としての資格を失う。

■ 第5章 保護者会

第9条(保護者会)

本会保護者会は、会員保護者及び指導者をもって組織する。

第10条(役員)

本会保護者会役員は、本会会員保護者の中から男女チーム2名以上選出し、保護者会にて議決する。任期を1年とし再任は妨げない。但し、欠員補充の場合は、前任者の残任期間とする。

※本会はボランティア指導者と会員保護者により運営されています。

車出しやその他運営事項は、学区・役員有無に関わらず相互協力のもと行なわれます。

■ 第6章 指導者

第11条(指導者)

本会は常任指導者をおく。指導者は代表の推薦に基づいて委託されたもののみとする。

■ 第7章 議事

第12条(決議)

保護者会は、2/3以上の出席者(委任状含む)で成立し、規約の変更は出席者の過半数以上の決議(多数決)により決定する。可否同数の場合は議長もしくは代表が決定する。

附則:この規約は平成24年4月1日より実施するものとする。

履歴:

平成26年7月1日に更新(全体見直し)

平成27年4月1日に更新(スポーツ保険関連の見直し)

令和7年4月20日に更新(全体見直し)

以上

枚方第二ミニバスケットボールクラブ細則

1. 活動及び運営に関する規定

- ①会員は原則として、枚方第二小学校及び近隣の小学校に通う小学1～6年の男女とする。
- ②本会の事業運営は、児童の安全を第一とし、指導者及び全保護者の協力によって実施する。
- ③本会は枚方第二ミニバスケットボールクラブ(男子)と枚二VICTORIA(女子)の2チームで構成する。尚、男女それぞれで代表コーチ、お世話役等を置くものとする。
- ④会員は部費と保険料を男女別々に納入するものとし、保護者会も分かれて構成する。

2. 会員に関する規定

- ①会費は男女それぞれ別途規定するものとする。
- ②その他、規約第4条のために必要な費用を徴収する場合がある。
- ③原則として退会者に対しての返金はしない。
- ④男子の場合は、会費が年に2回6か月分をまとめたの支払いとなる為、退会の意思を伝えた次の月からの分は返金対応を行うものとする

3. 活動及び活動日に関する規定

- ①枚方第二小学校・枚方小学校・山之上小学校・外部施設の体育館等にてスケジュールに基づき練習を行なう。
- ②小学校の長期休暇中については、施設開放の調整により活動する。
- ③他チームとの交流会・練習試合や大会などへの参加は、その要項に基づき参加する。
- ④交流を深める目的で開催されるイベント等は年に1回以上開催する。

4. 事故及び障害に関する規定

- ①指導者は会員の安全・健康において十分な注意を払うが、事業実施中に発生した事故及び障害についての保障は一切本会で負うことはできない。入会時に加入したスポーツ保険を適用できるものとする。
- ②試合などで引率した引率者及び自動車での移動の場合の運転者に対して、万が一事故が発生しても、一切の責任を問うことはできない。このことは入会された時点で了承されているものとする。

5. その他の規定

- ①LINEグループへの登録及び緊急連絡網作成にあたり、必ず連絡の取れる連絡先を確保する。確保した連絡先は個人情報保護の一般思想のもと、保護者会で厳重に管理する。
- ②ユニフォームについてはチーム管理とし、ゲームパンツ、チームシャツ、チームジャージ、練習用短パン、バスケットシューズなどは個人負担とする。

※ゲームパンツは試合に出るために必要なもので、各自購入となります。(メーカー指定あり)

※チームシャツやチームジャージについては任意の購入となりますが、なるべく全員に購入するようにお願いしています。

※ボールも指定ありですので、上記も含めてコーチもしくはお世話役にご確認ください。

附則:この規約は平成24年4月1日より実施するものとする。

履歴:

平成26年7月1日に更新(全体見直し)

平成27年4月1日に更新(スポーツ保険関連の見直し)

平成28年4月1日に更新(活動及び運営に関する規定のフレッシュ男子関連の見直し)

令和3年4月12日に更新(会員の規定を一部修正)

令和7年4月20日に更新(全体見直し)

以上